

議案第76号

平成26年度北名古屋市一般会計補正予算（第3号）について

平成26年度北名古屋市一般会計補正予算（第3号）について議会の議決を求める。

平成26年11月26日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		3,198,751	67,884	3,266,635
	1 国庫負担金	2,513,897	42,862	2,556,759
	2 国庫補助金	665,885	25,022	690,907
14 県支出金		1,608,389	26,209	1,634,598
	1 県負担金	689,106	23,063	712,169
	2 県補助金	723,088	3,146	726,234
17 繰入金		871,586	61,751	933,337
	2 基金繰入金	807,831	61,751	869,582
20 市債		3,321,600	52,000	3,373,600
	1 市債	3,321,600	52,000	3,373,600
歳入合計		27,018,584	207,844	27,226,428

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		274,271	7,113	281,384
	1 議会費	274,271	7,113	281,384
2 総務費		3,389,703	34,981	3,424,684
	1 総務管理費	2,623,410	36,041	2,659,451
	2 徴税费	463,628	△1,660	461,968
	3 戸籍住民基本台帳費	143,844	500	144,344
	5 統計調査費	25,631	100	25,731
3 民生費		11,381,153	168,094	11,549,247
	1 社会福祉費	5,450,213	85,588	5,535,801
	2 児童福祉費	4,854,600	22,199	4,876,799
	3 生活保護費	1,076,336	60,307	1,136,643
4 衛生費		2,860,384	△28,429	2,831,955
	1 保健衛生費	826,629	△16,979	809,650
	2 清掃費	2,033,755	△11,450	2,022,305
6 農林水産費		236,954	7,768	244,722
	1 農業費	236,954	7,768	244,722
7 商工費		583,232	1,170	584,402
	1 商工費	583,232	1,170	584,402
8 土木費		2,302,079	△3,963	2,298,116

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 土木管理費	108,085	△12,340	95,745
	4 都市計画費	1,202,923	8,377	1,211,300
9 消防費		860,858	8,250	869,108
	1 消防費	860,858	8,250	869,108
10 教育費		3,203,048	12,860	3,215,908
	1 教育総務費	413,456	13,450	426,906
	4 社会教育費	411,750	△5,580	406,170
	5 保健体育費	1,725,771	4,990	1,730,761
歳出	合計	27,018,584	207,844	27,226,428

第 2 表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
尾張土地開発公社の債務に対する保証 (徳重駅西自転車駐車場用地取得事業)	平成 26 年度から 平成 31 年度まで	千円 21,065
徳重駅西自転車駐車場用地取得事業 (尾張土地開発公社が北名古屋市の委託により取得した用地の買収事業)	平成 27 年度から 平成 31 年度まで	21,065

第 3 表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 975,000	普通貸借 又は 証券発行	2.5% 以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金、地方公 共団体金融 機構資金及 び銀行等引 受資金につ いて、利率 の見直しを 行った後に おいては、 当該利率見 直し後の利 率)	政府資金 については、 その融資条 件により、銀 行その他 の場合に はその債 権者と協 定するも のによる。 ただし、 市財政の 都合によ り据置期 間及び償 還期限を 短縮し、又 は繰上償 還もしくは 低利に借 換えする ことができ る。	千円 1,027,000	普通貸借 又は 証券発行	2.5% 以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金、地方公 共団体金融 機構資金及 び銀行等引 受資金につ いて、利率 の見直しを 行った後に おいては、 当該利率見 直し後の利 率)	政府資金 については、 その融資条 件により、銀 行その他 の場合に はその債 権者と協 定するも のによる。 ただし、 市財政の 都合によ り据置期 間及び償 還期限を 短縮し、又 は繰上償 還もしくは 低利に借 換えする ことができ る。